3-2 関連施策と施策展開の方法

「地域照明環境計画」に基づき施策を展開していく方法を挙げると以下のようになる。

(1)普及啓発

- ・事業者に対する普及啓発
- ・市民に対する普及啓発
- ・自治体内担当部局等に対する普及啓発
- ・他自治体に対する情報提供
- ・グリーンライティングキャンペーン(旧称ライトダウンキャンペーン)等の実施

(2)地域環境計画への反映

・地域環境計画への反映

(記述例)「環境に調和した適正な屋外照明環境の整備」

「光害を生じない夜間照明の整備」

「星空を壊さない夜間照明の整備」など

・行動プランに具体的な実施項目を盛り込む

(記述例)「 公園の照明設備の整備においては、上方光束5%未満の 器具を設置する」

(3)地球温暖化防止実行計画への反映

- ・対策項目の一つとして「屋外照明の適正化」をあげる。
- ・省エネルギーを意識した屋外照明設置を進める。 (省エネルギー目標の設定、高効率な照明機器の採用)
- ・屋外照明の管理の適正化を進める。 (点灯時間の管理、深夜の減灯、消灯、機器の清掃など)

(4)道路、施設整備における配慮

- ・道路、自治体施設の整備における配慮、率先改修 (光害を起こしにくい照明器具の選定、周辺への障害の有無のチェック)
- ・建設部局などへの要請
- ・モデル地区の設定(適正な照明環境のモデル事例)
 - 一定の地区をモデル地区として指定し、その地区の置かれた状況に合わせた施策を用意 し、重点的に取り組み、そこで得られたノウハウを自治体内の他の地区にも広げていく ことが有効であると考えられる。

モデル地区の考え方

- 一概に「モデル地区」といっても、設定の仕方により、様々な形式が考えられ
- る。幾つかの事例を挙げると、以下のようになる。
 - ・既存の優良な屋外照明をモデル地区として指定
 - ・施設等の整備計画において、光害に配慮した事例をモデルとして指定
 - ・都市景観整備地区におけるルールづくりとそれに基づく取組み
 - ・商店街などの地域の自治組織単位で、モデル地区に指定し、地域ぐるみで 取組を行う

(5)環境アセスメントとの関係

- ・環境アセスメントにおいては、「光害対策ガイドライン」、「環境アセスメントの技術」 (中央法規、1999)等に基づき検討を行う。
- ・建築許可申請において、光害防止の要請

(6)景観条例等の中での検討(景観地区) 11編第3章 3 - 4参照

- ・条例の中で、同時に良好な照明環境を実現していく。
- ・条例の中で屋外照明に関する規定を充実していく。 (上方光束比、グレア、障害光の有無チェック、省エネルギー性、デザイン)

(7)屋外広告物設置規制条例等の中での検討 แ編第3章 3 - 5 参照

- ・条例の中で、広告物の照明(発光)に関する規定を充実していく。
- ・規定の中で照明(発光)に関する規定を充実していく。 (上方光束比、グレア、障害光の有無チェック、光色、省エネルギー性、デザイン性)

(8) 都道府県および周辺自治体との連係

- ・市町村においては、国、都道府県に対し、地域照明計画に基づく施策の実施について要望をしていく。
- ・周辺自治体に対し、情報提供ならびに協調関係の構築を積極的に進める。

(9) 光害防止条例の制定

光害防止のための法的な体制の整備という観点から、最終的な施策としては、「光害防止条例」の制定などが考えられる。

(10) 基礎データの収集

- ・施策効果の定量評価に必要なデータの整備
- ・屋外照明設備設置量の調査
- ・屋外広告物の実態調査 など